

平成10年11月10日
原子力安全対策課
(10-63)
<16時30分資料配付>

美浜発電所の原子炉設置変更許可について

このことについて、関西電力株式会社から下記のとおり連絡を受けた。

県としては、使用済燃料貯蔵設備の貯蔵能力変更が安全協定に基づく了解事項であることから、国の原子炉設置変更許可を踏まえ、今後、立地町と協議して慎重に対処していく。

記

関西電力株式会社は、美浜発電所の使用済燃料貯蔵設備の貯蔵能力変更と共用化に関連して、平成10年2月3日、通商産業省に対し原子炉等規制法に基づき原子炉設置変更許可申請を行っていたが、本日、通商産業省から原子炉設置変更許可を受けた。

[原子炉設置変更許可の概要]

1. 関西電力株式会社 美浜発電所

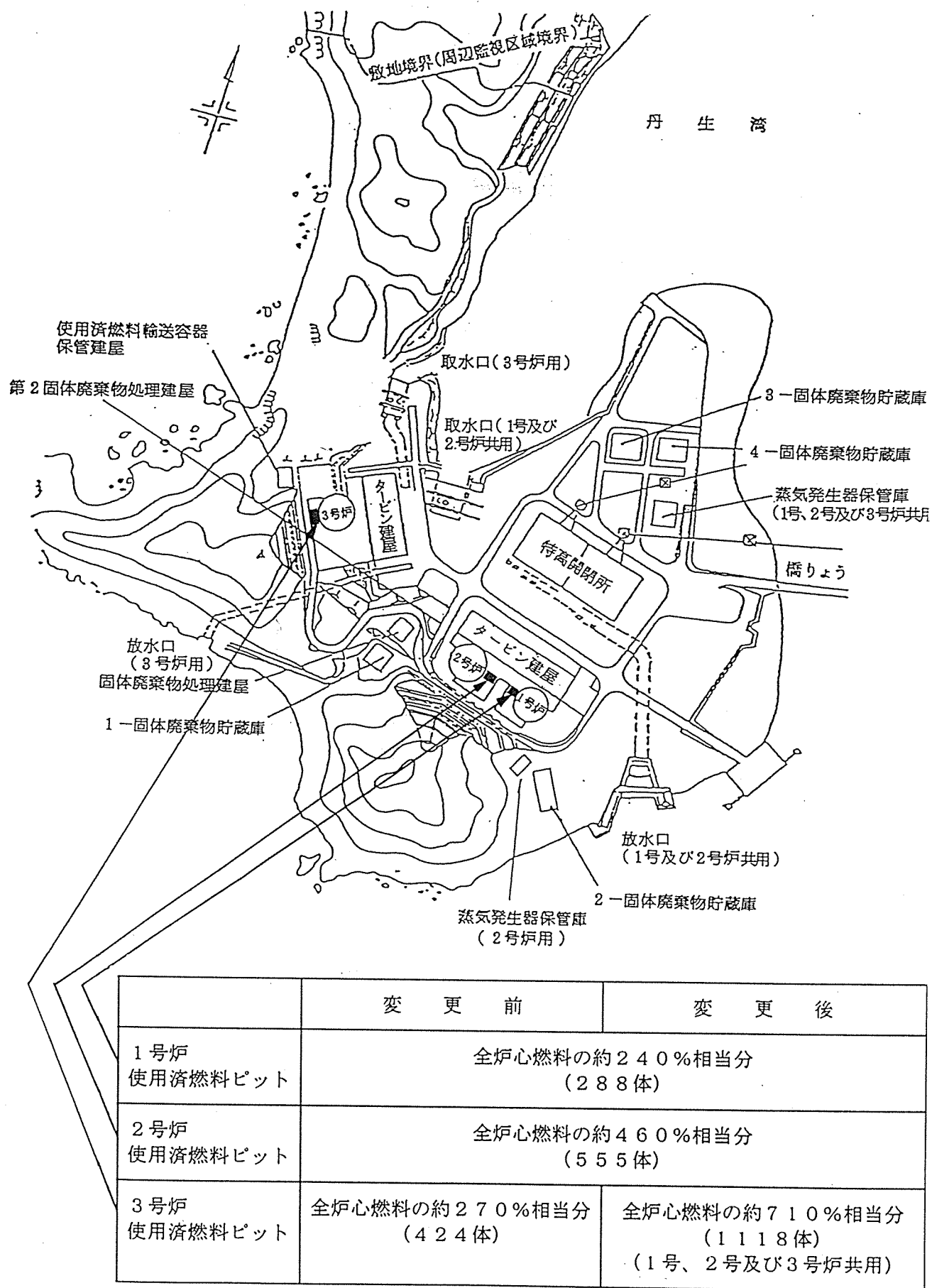
- (1) 3号機の使用済燃料貯蔵設備の貯蔵能力を変更する。
- (2) 3号機の核燃料物質取扱設備の一部および変更した3号機の使用済燃料貯蔵設備を1号機および2号機と共用化する。

[原子炉施設変更の概要]

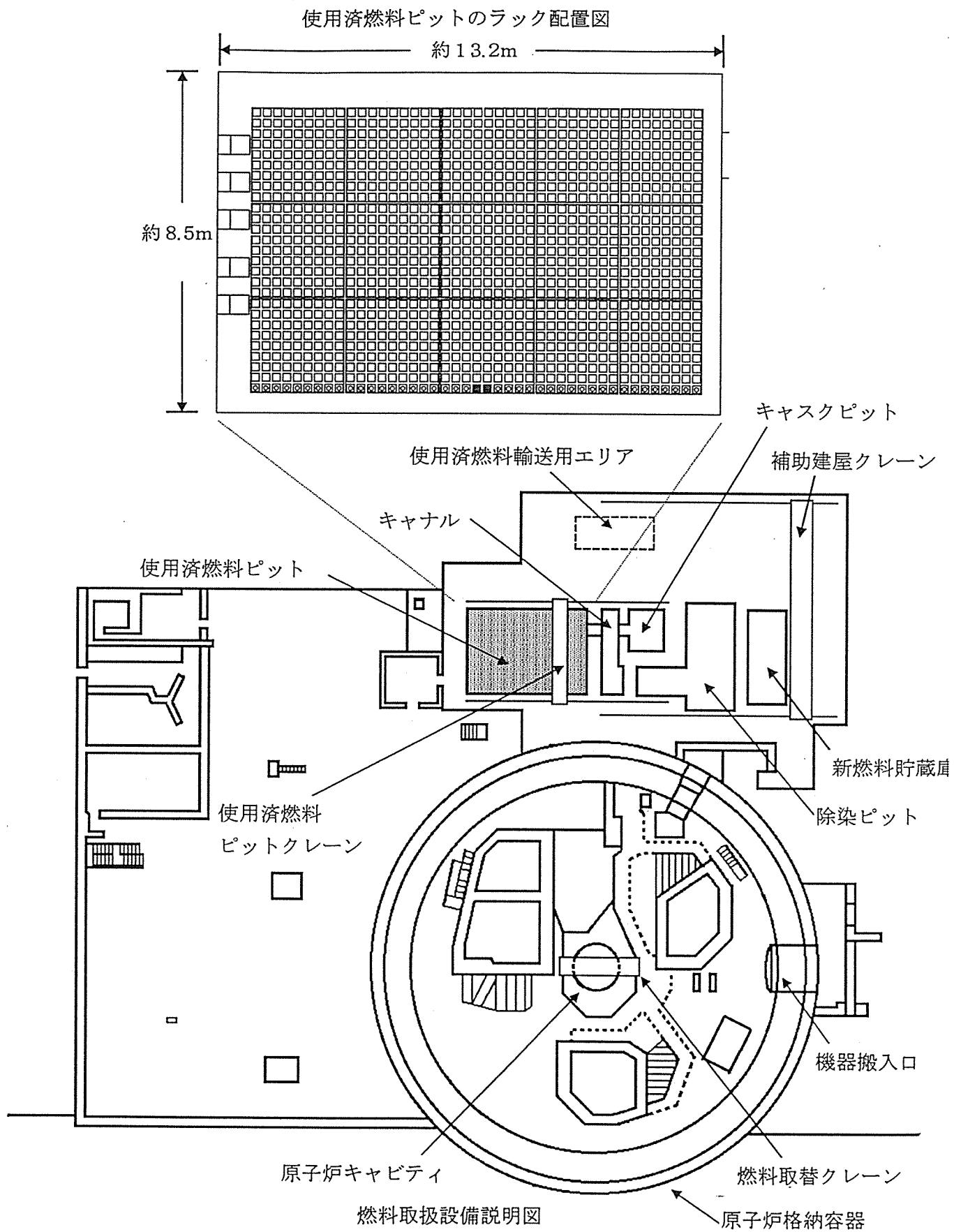
1. 関西電力株式会社

(1) 使用済燃料貯蔵設備の貯蔵能力変更および共用化

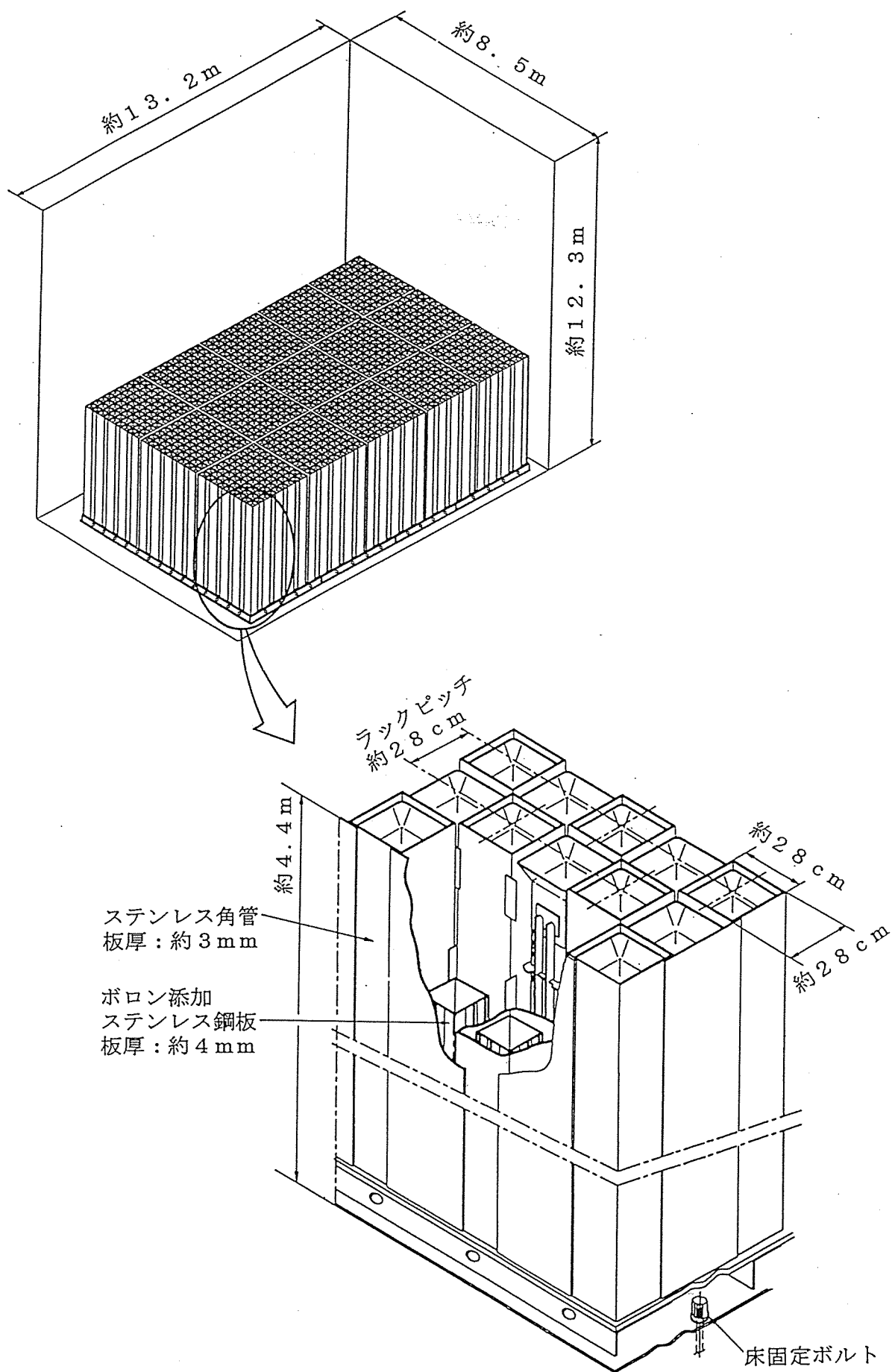
対象プラント	美浜発電所1、2、3号機
変更内容	3号機の使用済燃料貯蔵設備の貯蔵能力を変更する。 3号機の核燃料物質取扱設備の一部および変更した3号機の使用済燃料貯蔵設備を1号機および2号機と共用化する。
変更理由	使用済燃料の貯蔵体数の増加を図るため、3号機の使用済燃料貯蔵設備の貯蔵能力を全炉心燃料の約270%相当分から約710%相当分に変更するとともに、3号機の核燃料物質取扱設備の一部および変更した3号機の使用済燃料貯蔵設備を1号機および2号機と共用化する
工程	3号機：平成11年10月頃～平成14年3月頃



第 1 図 美浜発電所構内配置図



第2図 美浜発電所3号炉使用済燃料貯蔵設備の配置図



第3図 美浜発電所3号炉使用済燃料ピットのラック概念図
(変更後)

(参考)

美浜発電所3号機の使用済燃料貯蔵設備 の貯蔵能力変更計画について

1. 概要

美浜発電所においては、使用済燃料ピットの貯蔵容量が小さいため、平成12年（2000年）頃から貯蔵余裕の厳しい状況が続くことが予想される。

このため、使用済燃料管理に万全を期す観点から、3号機の原子炉補助建屋内にある使用済燃料ピットの使用済燃料ラックを、ボロン添加したステンレス鋼を使用し、稠密化を図った新ラックに取り替え、使用済燃料貯蔵設備の貯蔵能力を増強する。

さらに、使用済燃料ラック取替え後の3号機使用済燃料貯蔵設備を1号機および2号機と共用化する。

2. 経緯

- | | | |
|-------------|---|---|
| 平成9年11月25日 | … | 関西電力株式会社は、県および美浜町に安全協定に基づく「事前了解願い」を提出。 |
| 平成10年2月3日 | … | 県および美浜町は、国への手続きについて了承。関西電力株式会社は、通商産業省に原子炉設置変更許可を申請。 |
| 平成10年4月17日 | … | 美浜発電所原子炉設置変更許可申請書本文および添付書類を一部補正 |
| 平成10年5月21日 | … | 通商産業大臣から原子力委員会および原子力安全委員会に対して諮問 |
| 平成10年9月28日 | … | 原子力安全委員会より通商産業大臣に対して答申 |
| 平成10年9月29日 | … | 原子力委員会より通商産業大臣に対して答申 |
| 平成10年11月10日 | … | 通商産業省は関西電力株式会社に対し美浜発電所原子炉設置変更許可 |